

奨学金返還支援事業 について

総合政策部創生推進課



1 現状の分析

1-1 大学卒業までにかかる教育費



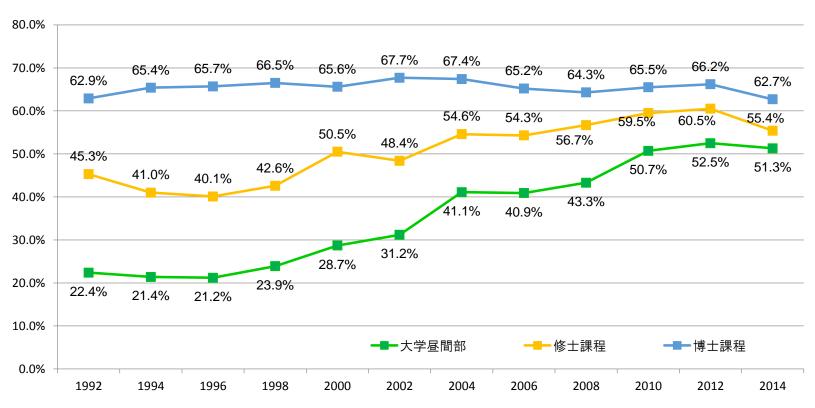
大学卒業までにかかる平均的な教育費(下宿費、住居費等は除く)は、全て国公立 でも約800万円。全て私立だと2,200万円に上る。

(単位:円)

ロ ハ	学習費等 (※)総額					스린
区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	合計
高校 まで 公立 、 大学 のみ 国立	659,363	1,829,736	1,351,309	1,158,863	2,694,800	7,694,071
すべて 公立	659,363	1,829,736	1,351,309	1,158,863	2,728,400	7,727,671
幼稚園及 び大学 は私立 、 他は公立	1,461,564	1,829,736	1,351,309	1,158,863	5,278,800	11,080,272
小学校及 び中学校 は公立、 他は私立	1,461,564	1,829,736	1,351,309	2,886,198	5,278,800	12,807,607
小学校 だけ 公立	1,461,564	1,829,736	3,887,526	2,886,198	5,278,800	15,343,824
すべて 私立	1,461,564	8,538,499	3,887,526	2,886,198	5,278,800	22,052,587

奨学金の受給者率は全国的に増加傾向

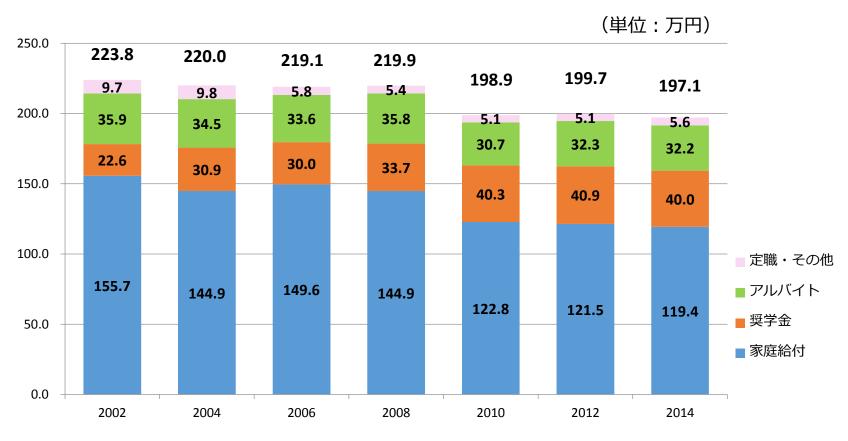
全国の状況]



受給者率(全学生のうち奨学金を受給している者の割合)



仕送り額の減少により収入の絶対額が減少傾向で ある一方、奨学金の割合が上昇

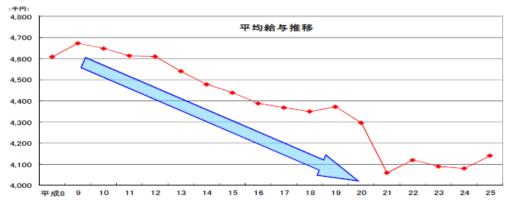


平成26年度学生生活調査((独)日本学生支援機構実施)

1-4 高等教育段階における教育費の家計負担の増加



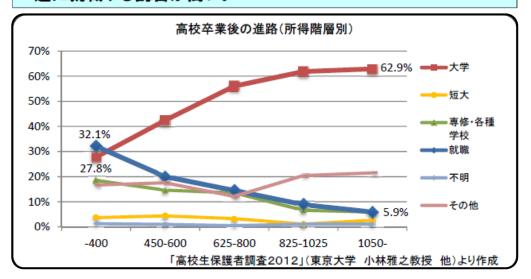
① 平成9年以降、平均給与は年々減少傾向。



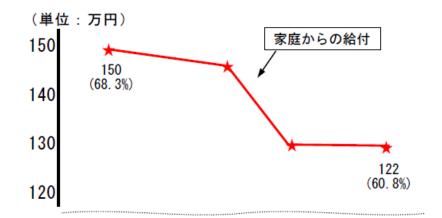
注1) 各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象とした抽出調査 注2) 民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、複数の事業 所から給与の支払を受ける等その個人の所得全体を示したものではない。

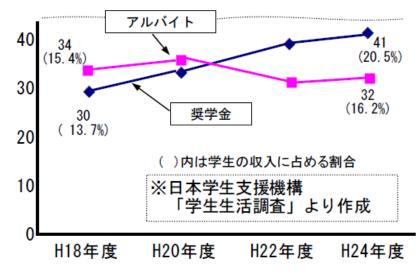
出典:「民間給与実態統計調査結果」(国税庁)より作成

② 両親の年収が少ないほど、4年制大学進学率が低く、 逆に就職する割合が高い。



③ 学生生活費における家庭からの給付は減少し、 奨学金の受給が増加するなど、各家計の負担は 限界を超えつつある。





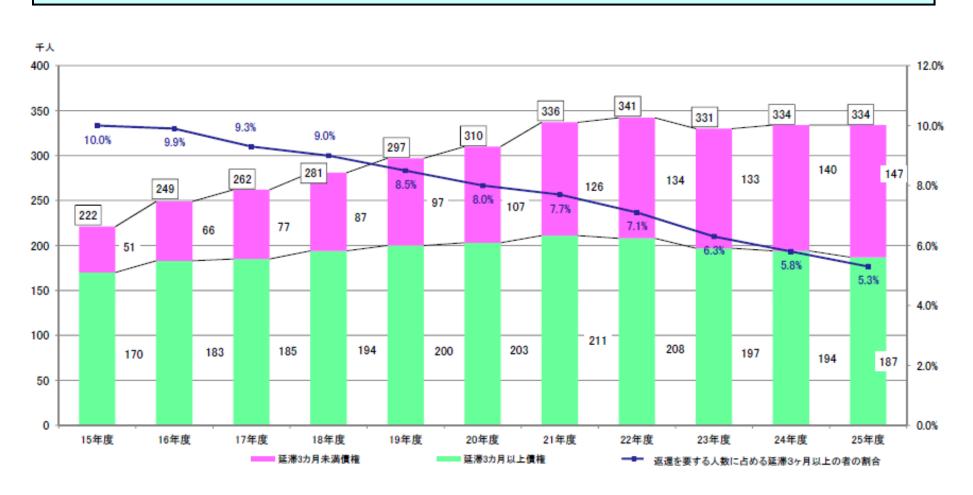
1-5 奨学金の貸与額と返還額 (無利子奨学金)



	高校<3年間>	学部<4年間>	修士<2年間>	博士<3年間>		返還
<最低額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年	<無利子> 月額3万円×4年	<無利子> 月額5万円×2年	<無利子> 月額8万円×3年		要返還額 616万8千円
	計 64万8千円	計 144万円 累計 208万8千円	計 120万円 累計 328万8千円	計 288万円 累計 616万8千円		返還月額 25,700円×20年 月収に占める割合 9.8%
<最高額>	<無利子:私立自宅外> 月額3万5千円×3年	<無利子:私立自宅外> 月額6万4千円×4年	<無利子> 月額8万8千円×2年	<無利子> 月額12万2千円×3年	_	要返還額 1,083万6千円
	計 126万円	<u>計 307万2千円</u> 累計 433万2千円	計 211万2千円 累計 644万4千円	計 439万2千円 累計1,083万6千円		返還月額45,150円×20年 月収に占める割合 17.3%
		返済月額 25,600円×10年 月収に占める割合 10.2%				
<利用者数が 最多の月額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年	<無利子:私立自宅> 月額5万4千円×4年	<無利子> 月額8万8千円×2年	<無利子> 月額12万2千円×3年		要返還額 974万4千円
	計 64万8千円	計 259万2千円 累計 324万円	計 211万2千円 累計 535万2千円	計 439万2千円 累計 974万4千円		返還月額40,600円×20年 月収に占める割合 15.5%
<利用者数が 最多の月額> (学部及び 修士課程)		<無利子:私立自宅> 月額5万4千円×4年	<無利子> 月額8万8千円×2年			要返還額 470万4千円
		計 259万2千円	計 211万2千円 累計 470万4千円			返還月額19,600円×20年 月収に占める割合 7.5%



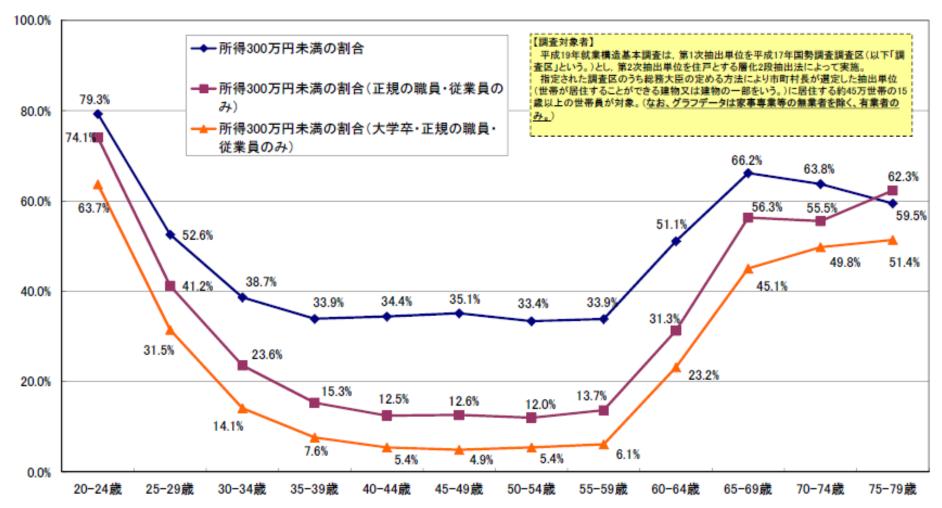
奨学金の事業規模が全体として増加しているため、延滞者数は同様に増加傾向。



1-7 高等教育機関(大学院除く)を卒業した者の年齢別所得割合



30代から50代の高等教育機関を卒業した者のうち約3割の者が、年収300万円を下回る状況。



1-8 奨学金返還負担軽減のための制度



返還猶予制度

※本市奨学金においても制度化

- ■災害や傷病、生活保護受給、経済困難、失業等により返還が困難となった場合は、本人の申請により、その返還の期限を猶予することができる。
- ■一般猶予の期間の上限10年については、平成26年度に5年から10年に延長したところ。

減額返還制度

- ■返還者が災害や傷病、経済困難の事由により返還が著しく困難となった場合、本人の申請により、一定期間返還月額を1/2に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長することができる。
- ■本制度により最長10年間にわたって毎月の返還額を減額することが可能である。この制度は平成23年1月に創設された。

返還免除制度

※本市奨学金においても制度化

■返還者が死亡又は障害等により返還不能となった場合には、申請により返還の全部又は一部を免除する制度

延滞金の賦課率の低減

■平成26年3月以前の延滞金賦課率は10%であったが、平成26年4月以降に生じる延滞金については、延滞金賦課率が5%に引き下げられた。

所得連動返還型制度

- ■平成24年度から、家計の厳しい世帯(奨学金申請時の家計支持者の年収300万円以下相当)の学生等を対象とし、無利子奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は、本人の申請により、返還を猶予する現行の所得連動返還型奨学金制度を導入した。
- ■この制度の適用対象者は貸与開始時の家計支持者の年収によって決定され、奨学生本人の申請は必要とされない。

1-9 本市の奨学金制度について

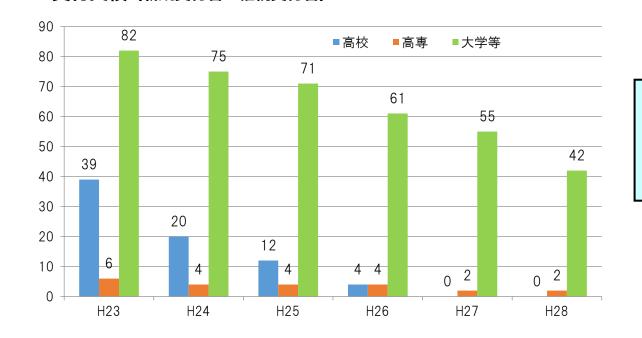
(概要・貸付実績等)



■奨学金の種類

区分	高校生	高専生	大学生·専修学校生		
奨学金区分	無利子貸与型	無利子貸与型	無利子貸与型		
貸与月額	月額 2万円	月額 2万9千円	月額 4万円		
貸与要件	・市内に引き続き1年以上住所を有し、または有していたこと ・経済的な理由で就学が困難であること ・他の奨学金を受けていないこと				
返還条件	貸与終了後、全額を10年以内に返還				

■貸付実績(新規貸付者+継続貸付者)



■原資

奨学金貸付金基金(24基金)を原資として貸与。

基金額:90,413千円

株券 7,119株

(H27年度末現在)

年々、貸付者が 減少傾向

1-10 本市の奨学金制度について

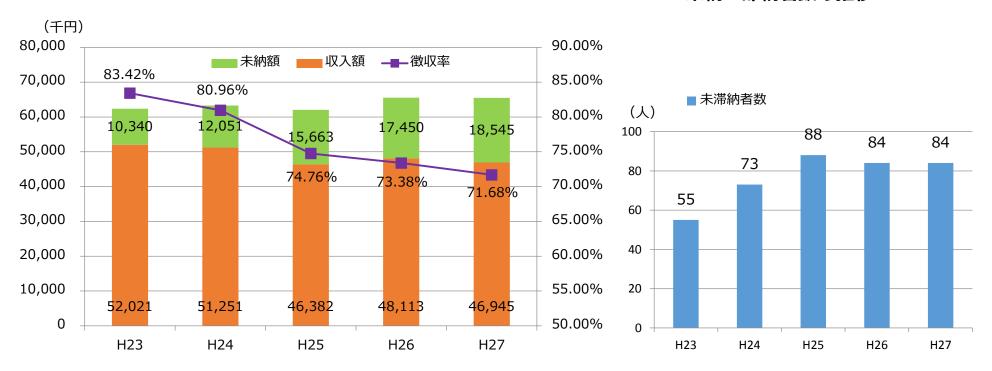




奨学金返還の未納額・未納者数とも年々増加傾向

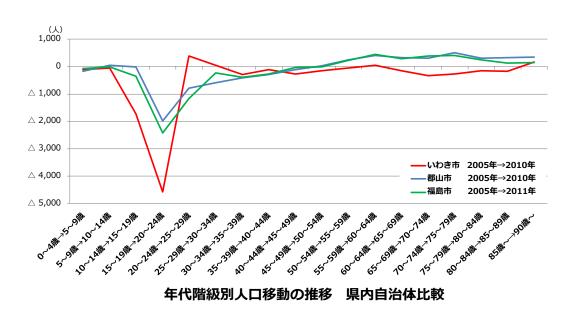
■奨学金返還 収入状況

■未納・滞納者数の推移



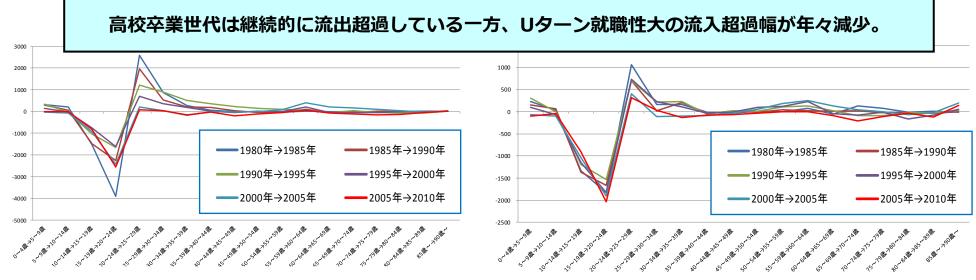
1-11 若者の流出状況





年代階級別人口移動の推移(いわき市男性)

県内他自治体と比較し、高校卒業世代の 流出超過が顕著





2 奨学金返還支援事業について

2-1 事業の背景及び取組みの方向性



学生等の置かれた経済的状況

- ✓ 近年の経済状況により、家計の収入が減少。
 その一方で授業料は上昇。⇒ 家計を圧迫
- ✓ 奨学金による支援を受ける学生が増加。
- ✓ 雇用慣行の変化による非正規雇用の増加。
 - → 所得の伸び悩み

本市における若者の社会動態

✓ 本市においては、若者の流出が顕著な 状況が続いており、若者の定着を図る ための施策展開が求められている。



本市としての取組みの方向性

- ✓ 奨学金返還に係る負担軽減を図るとともに、若者の定着を図る施策として、本市へ就職した 者に対する奨学金返還支援を制度化する。
- ✓ 既存の貸与型奨学金とは別に、新たに制度を構築する。
- ✓ 既存の貸与型奨学金についても、利用を促進する制度変更を検討する。

2-2 国・他自治体の動き



国の動き

平成27年4月 総務省「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」策定。

奨学金返還基金への自治体の出捐に対し特別交付税措置を講じる。

平成28年3月 安倍首相、国として給付型奨学金創設を表明。

平成28年7月 ふるさと応援税制(企業版ふるさと納税)において奨学金返還

基金への積立等について事業推奨。

福井県、鳥取県、長崎県が事業採択。

平成28年7月 文科省が給付型奨学金 検討チーム設置。

平成30年度の導入を目指す。

平成28年8月 平成29年度予算概算要求に、希望者全員が無利子奨学金を活用

できるよう拡充を要求。

給付型奨学金については事項要求。

他自治体の動き

[都道府県] 福島県、徳島県、福井県、鳥取県、長崎県が制度化 [市町村] 旭川市、東大阪市、和歌山市が制度化に向けた検討を進めている

2-3 県の動き



福島県においては、本年10月より奨学金返還支援制度を実施予定。

種別·要件

区分	地方創生枠(4ヵ年)	一般枠(2ヵ年)	備考
対象業種	再エネ·医療、ロボット、輸送用機械、電子デバイス、6次化等重点推進分野	"	該当する業種の県 内企業に就職し、5
対象学生	大学生(理系)	大学生、大学院生(文系·理系)	年を経過した者を 支援の対象とする。
実施期間	H29~31年度	H28~31年度	文版の対象とする。
募集人数	(H28) <mark>0名</mark> (H29~31) <mark>10名</mark> ×3ヵ年	(H28) <mark>50名</mark> (H29~31) <mark>40名</mark> ×3ヵ年	
選考時期	大学入学時	3学年進級、修士進学時	
対象奨学金	地方創生枠(日本学生支援機構) 月額64,000円 × 4年分	第1種奨学金(日本学生支援機構) 月額64,000円 × 2年分	
地元就職期間	5年間	//	

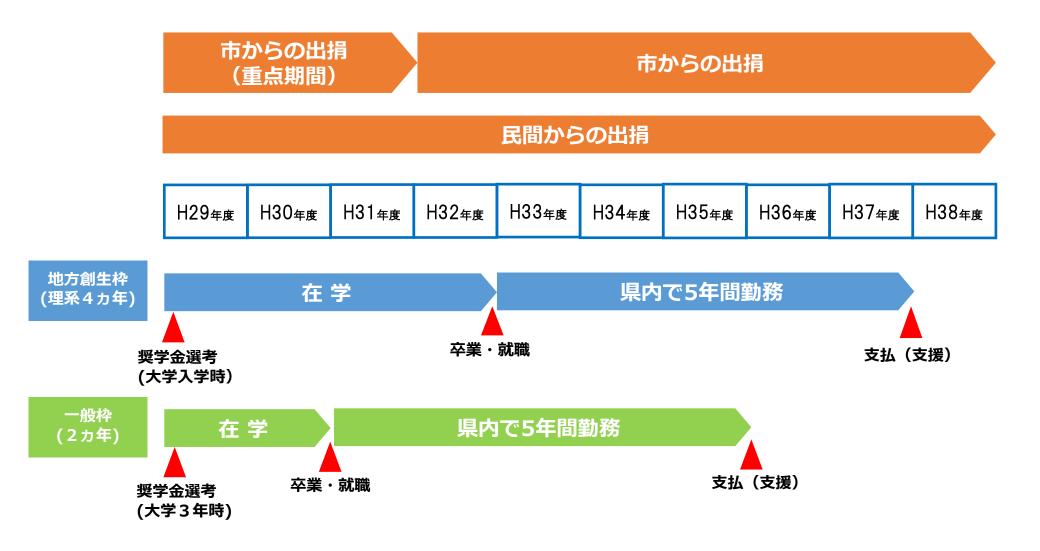
予算規模 (予定)

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	合計
事務費	1,234千円	1,234千円	1,234千円	1,234千円	4,936千円
基金への県出捐額	76,880千円	92,160千円	92,160千円	92,160千円	353,280千円
基金への民間出捐額	(補正)今後調整	今後調整	今後調整	今後調整	
特別交付税措置 ※	最大50%	最大50%	最大50%	最大50%	

対象となる業種を、県が重点的に推進する分野に限定している。 4ヵ年枠では募集人数が10名と少なく、また、理系学生に限定している。

2-4 県事業の期間イメージ





2-5 市独自の制度設計の必要性について



県の制度設計について

県の制度設計においては、次の点が懸念されるところ。

- ✓ 県の制度設計においては、対象となる業種を、県が重点的に推進する分野に限定しており、 本市における産業構造を勘案すると、該当しない事業所が多くなる。
- ✓ 4ヵ年支援では対象者が理系学生に限定されている。



より多くの学生を支援するため、より柔軟な制度設計のもと、本市独自の奨学金返還支援制度を構築する必要があるのではないか。